

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月29日
【会社名】	株式会社メディアフラッグ
【英訳名】	Mediaflag Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福井 康夫
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5464-8321
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 中園 利宏
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5464-8321
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 中園 利宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会決議に基づき、当社を完全親会社、株式会社シアーズ（以下「シアーズ」という）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたしました。

このたび、平成26年5月23日開催の取締役会において、本株式交換に関する条件の変更を決議し、同日付で株式交換契約に関する条件変更契約書を締結いたしましたので、臨時報告書の訂正報告を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 【報告内容】

- (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他本株式交換契約の内容
- (4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定の根拠等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

2【報告内容】

(訂正前)

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他本株式交換契約の内容

② 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社メディアフラッグ (株式交換完全親会社)	株式会社シアーズ (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	6.53

(注) 1. 株式の割当比率

シアーズの普通株式1株に対して、当社の普通株式6.53株を割当て交付します。なお、当社は、平成26年5月8日付で、シアーズの株主である、加藤健実氏と株式譲渡契約を締結しており、平成26年6月27日付でシアーズ株式47,106株を取得する予定です。当該株式47,106株については、本株式交換による割当は行いません。

なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本株式交換により発行する当社の新株式数

普通株式：588,566株（予定）（本株式交換にあたり、当社の自己株式の交付は行わない予定です。）

(中略)

③ 本株式交換契約の内容

平成26年5月8日に当社がシアーズとの間で、締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約

(中略)

第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記録された株主（甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に6.53を乗じて得られる数（但し、1株に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式6.53株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及びその他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

(中略)

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定の根拠等

① 算定の基礎及び経緯

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、第三者算定機関の意見を聴取せずに、市場価格を参考に算定いたしました。具体的には、当事者間での協議のうえ、株価変動の影響を勘案して平成26年4月30日を評価基準日とし、平成26年2月1日から評価基準日までの3ヶ月間の株価の終値の単純平均値を採用することにいたしました。

これに対して、シアーズについては、将来の事業活動の状況を評価に適正に反映するためにDCF法による算定を朝日税理士法人に依頼しました。DCF法においては、シアーズが作成した平成26年6月期～平成29年6月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価して算定しております。なお、算定の前提とした財務予測は、大幅な増減益を見込んでおりません。

当該株式価値は、第三者算定機関である朝日税理士法人から取得した算定書に記載された算定結果のレンジ内で、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下の通りであります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	シアーズ	
市場株価法	D C F 法	6.01 ～ 7.38

なお、朝日税理士法人は、シアーズの株式価値の算定に際して、シアーズから提供を受けた資料及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、シアーズの資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。）について独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

（訂正後）

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他本株式交換契約の内容

② 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社メディアフラッグ (株式交換完全親会社)	株式会社シアーズ (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	4.47

（注）1. 株式の割当比率

シアーズの普通株式1株に対して、当社の普通株式4.47株を割当て交付します。なお、当社は、平成26年5月8日付で、シアーズの株主である、加藤健実氏と株式譲渡契約を締結し、さらに平成26年5月23日付で株式譲渡契約に関する条件変更契約書を締結しており、平成26年6月27日付でシアーズ株式61,600株を取得する予定です。当該株式61,600株については、本株式交換による割当は行いません。

なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本株式交換により発行する当社の新株式数

普通株式：338,110株（予定）（本株式交換にあたり、当社の自己株式の交付は行わない予定です。）

（中略）

③ 本株式交換契約の内容

平成26年5月8日及び平成26年5月23日に当社がシアーズとの間で、締結した株式交換契約及び株式交換契約に関する条件変更契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約

（中略）

株式交換契約に関する条件変更契約書

株式会社メディアフラッグ（以下「甲」という。）及び株式会社シアーズ（以下「乙」という。）は、平成26年5月8日締結の株式交換契約書（以下「原契約」という。）の条件変更を行うことにつき以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（原契約第4条記載の本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項の変更）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記録された株主（甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その

所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に4.47を乗じて得られる数（但し、1株に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式4.47株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及びその他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

第2条（前条以外の事項の取扱い）

前条以外の事項については、原契約に定める通りとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月23日

甲：東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
東建インターナショナルビル10階
株式会社メディアフラッグ
代表取締役社長 福井 康夫

乙：東京都港区赤坂三丁目11番3号
赤坂中川ビルディング2階
株式会社シアーズ
代表取締役 加藤 健実

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定の根拠等

① 算定の基礎及び経緯

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、第三者算定機関の意見を聴取せずに、市場価格を参考に算定いたしました。具体的には、当事者間での協議のうえ、株価変動の影響を勘案して平成26年4月30日を評価基準日とし、平成26年2月1日から評価基準日までの3ヶ月間の株価の終値の単純平均値を採用することにいたしました。

これに対して、シアーズの株式価値については、参考値として第三者算定機関である朝日税理士法人に算定を依頼しました。なお、株式交換契約の締結時では、シアーズの一株当たりの株価について、朝日税理士法人によりディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」）で算定された結果を参考にしておりました。しかし、シアーズの平成26年6月期の業績見込みが契約締結時に当社が認識していたものとは乖離していたため、今回の変更に際しては、契約締結前にシアーズが提示した利益計画に基づいてDCF法により算出された株価は採用できないと判断し、朝日税理士法人によりシアーズの平成25年12月末時点の財務資料等に基づく修正純資産法で算定された結果を参考に、その後のシアーズの業績動向を勘案し両者間で当該価額を決定しております。

なお、朝日税理士法人は、シアーズの株式価値の算定に際して、シアーズから提供を受けた資料及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、シアーズの資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む。）について独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

以 上